| | | |
|---|---|---|
| 五 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、オーストラリアを原産地とするもの（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日（十六の項において「オーストラリア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 六 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、カナダを原産地とするもの（環太平洋協定がカナダについて効力を生ずる日（以下この表において「カナダ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 七 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、シンガポールを原産地とするもの（環太平洋協定がシンガポールについて効力を生ずる日（十八の項において「シンガポール発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 八 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、チリを原産地とするもの（環太平洋協定がチリについて効力を生ずる日（十九の項及び三十六の項において「チリ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 九 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（環太平洋協定がニュージーランドについて効力を生ずる日（二十の項、三十の項及び三十七の項において「ニュージーランド発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、ブルネイを原産地とするもの（環太平洋協定がブルネイについて効力を生ずる日（二十一の項において「ブルネイ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十一 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、ベトナムを原産地とするもの（環太平洋協定がベトナムについて効力を生ずる日（二十二の項及び三十三の項において「ベトナム発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十二 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、ペルーを原産地とするもの（環太平洋協定がペルーについて効力を生ずる日（二十三の項において「ペルー発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十三 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、マレーシアを原産地とするもの（環太平洋協定がマレーシアについて効力を生ずる日（二十四の項、三十二の項及び三十四の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十四 | 環太平洋協定 | 豚肉であつて、メキシコを原産地とするもの（環太平洋協定がメキシコについて効力を生ずる日（二十五の項において「メキシコ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十五 | 環太平洋協定 | 関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一〇〇及び第一六〇二・四九号の二の㈠に掲げる物品（以下この表において「豚肉調製品」という。）であつて、アメリカ合衆国を原産地とするもの（アメリカ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十六 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、オーストラリアを原産地とするもの（オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十七 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十八 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、シンガポールを原産地とするもの（シンガポール発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 十九 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、チリを原産地とするもの（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十一 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、ブルネイを原産地とするもの（ブルネイ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十二 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十三 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、ペルーを原産地とするもの（ペルー発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十四 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十五 | 環太平洋協定 | 豚肉調製品であつて、メキシコを原産地とするもの（メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 二十六 | 環太平洋協定 | その他のホエイ（関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第〇四〇四・一〇号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳用ホエイ、法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けるもの（第三十二条第二項第二号に掲げる物品に限る。）以外のものをいう。次項において同じ。）のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％未満のもの |
| 二十七 | 環太平洋協定 | その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％以上四十五％未満のもの |
| 二十八 | 環太平洋協定 | 関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの |
| 二十九 | 環太平洋協定 | 関税率表第四四〇七・一一号の一及び第四四〇七・一二号の一に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 三十 | 環太平洋協定 | 関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 三十一 | 環太平洋協定 | 関税率表第四四一〇・一一号の一に掲げる物品のうち加工してないもの及び関税率表第四四一〇・一二号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |
| 三十二 | 環太平洋協定 | 関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。） |